



鳥取県公報

平成18年 9月22日(金)
第 7 8 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (676) (指導管理室) 1
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (677) (") 1
	土地改良区の役員の就退任 (678) (西部総合事務所農林局) 2
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (679) (経営支援課) 3
	地籍調査に関する事業計画の変更 (680) (耕地課) 3
	保安林の指定予定 (681) (森林保全課) 4
	保安林の指定の解除 (682) (") 5
	保安林の指定の解除予定 (683) (") 5
	海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等 (684) (水産課) 5
	海区漁業調整委員会の事務所の所在地 (685) (") 8
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (50) 8
公 告	平成18年度毒物劇物取扱者試験の合格者 (医務薬事課) 9
	平成18年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職等) の実施 (人事委員会事務局任用課) 9
調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)12

告 示

鳥取県告示第676号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成18年 9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成18年 9月10日	鳥取市片原二丁目204	鳥取県立中央病院第一売店

鳥取県告示第677号

鳥取県収入証紙条例 (昭和39年鳥取県条例第 9号) 第 5条第 3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第 4項の規定により告示する。

平成18年 9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成18年9月19日	640	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目11	株式会社光洋	鳥取市江津730

鳥取県告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり中山町畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年9月22日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 尾 古 礼 隆 西伯郡大山町羽田井179
" 籠 津 文 彦 西伯郡大山町石井垣181
" 市 橋 正 行 西伯郡大山町羽田井1418 - 444
" 野 川 和 義 西伯郡大山町田中521
" 小 谷 博 貞 西伯郡大山町下甲377
" 前 田 讓 西伯郡大山町御崎106
" 天 島 清 憲 西伯郡大山町高橋153
" 長 田 潤之助 西伯郡大山町下市844
" 山 本 儀 雄 西伯郡大山町塩津908 - 2
" 高 見 昭 久 西伯郡大山町松河原119
" 下 池 忠 正 西伯郡大山町田中637 - 1
監 事 河 端 律 雄 西伯郡大山町御崎348
" 長 原 幸 充 西伯郡大山町長野53
" 福 田 勝 清 西伯郡大山町石井垣116

平成18年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 尾 古 礼 隆 西伯郡大山町羽田井179
" 籠 津 文 彦 西伯郡大山町石井垣181
" 山 下 文 人 西伯郡大山町羽田井1518 - 99
" 野 川 延 史 西伯郡大山町田中588
" 圓 岡 誉 博 西伯郡大山町下甲361
" 河 端 律 雄 西伯郡大山町御崎348
" 天 島 清 憲 西伯郡大山町高橋153
" 長 田 潤之助 西伯郡大山町下市844
" 高 見 利 洋 西伯郡大山町塩津10 - 1
" 笠 見 捷 悦 西伯郡大山町松河原127
" 野 口 昌 作 西伯郡大山町八重156
監 事 前 田 讓 西伯郡大山町御崎106
" 長 原 幸 充 西伯郡大山町長野53

” 佐 藤 千 歳 西伯郡大山町羽田井1619 - 8
 平成18年 4月 6日就任 任期 4年

鳥取県告示第679号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
 財団法人八頭町農業公社
 八頭郡八頭町宮谷200 - 1
- 2 変更承認年月日
 平成18年 9月14日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
 農地売買等事業
 研修等事業

鳥取県告示第680号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成18年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成18年 9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥 取 市	変更前	鳥取市正蓮寺、桜谷、東今在家、雲山、国府町神垣、福部町中、福部町久志羅、福部町南田、福部町左近、福部町蔵見、河原町郷原、用瀬町別府、気高町日光、気高町下坂本、鹿野町乙亥正及び青谷町山根の各一部	平成19年 3月31日まで	8.09
	変更後	”	”	8.21
倉 吉 市	変更前	倉吉市福守、不入岡、西倉吉町、秋喜、秋喜西町、国府、福光、関金町堀及び関金町明高の各一部	”	1.87
	変更後	倉吉市福守町、不入岡、西倉吉町、秋喜、秋喜西町、国府、福光、西福守町、関金町堀、関金町明高及び関金町福原の各一部	”	4.77
岩 美 町	変更前	岩美郡岩美町大字陸上及び大字浦富の各一部	”	1.03
	変更後	”	”	1.06

若 桜 町	変更前	八頭郡若桜町大字赤松、大字来見野及び大字諸鹿の各一部	〃	0.50
	変更後	〃	〃	0.51
八 頭 町	変更前	八頭郡八頭町清徳及び茂谷の全部並びに八頭郡八頭町山路、西谷、見槻、山上、大坪及び志子部の各一部	〃	5.82
	変更後	〃	〃	6.82
三 朝 町	変更前	東伯郡三朝町大字鎌田、大字余戸、大字片柴、大字吉田、大字下谷、大字福田、大字坂本、大字高橋及び大字東小鹿の各一部	〃	2.64
	変更後	東伯郡三朝町大字鎌田、大字余戸、大字片柴、大字吉田、大字下谷、大字福田、大字坂本、大字高橋、大字東小鹿、大字大瀬、大字西尾、大字西小鹿及び大字吉尾の各一部	〃	3.40
湯 梨 浜 町	変更前	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原、大字北福、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	〃	2.95
	変更後	〃	〃	3.22
北 栄 町	変更前	東伯郡北栄町曲、土下、北条島及び国坂の各一部	〃	1.04
	変更後	東伯郡北栄町曲、土下、北条島、国坂及び江北の各一部	〃	1.06
南 部 町	変更前	西伯郡南部町猪小路、原、朝金、天満、宮前、諸木、田住及び市山の各一部	〃	2.84
	変更後	〃	〃	3.19
日 南 町	変更前	日野郡日南町三栄、阿毘縁及び花口の各一部	〃	12.97
	変更後	日野郡日南町三栄、阿毘縁、花口及び下石見の各一部	〃	13.13
江 府 町	変更前	日野郡江府町大字貝田及び大字武庫の各一部	〃	1.53
	変更後	〃	〃	1.93

鳥取県告示第681号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町上中谷字境谷山752、字地林尻山831の1、831の2、字鈿谷南平山835、字鈿谷山839から843まで、字後谷奥844、字家ノ奥塔918、字真ヶ塔山924、925、字ヤナガ谷1245、1247、1247の1、1248、1250

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町殿字一ノ奥231の2、国府町拾石字所田ヨリ四天原入会286の2、286の3、287の2、字東平裏山通り394の5から394の7まで、400の4

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第683号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平325の4（次の図に示す部分に限る。）、325の10、325の11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第684号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年9月22日

1 公示番号 海区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第38号 船磯漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第38号から81度(真方位)130メートルの点

(イ) 基点第38号から68度(真方位)120メートルの点

(ウ) 基点第38号から65度(真方位)166メートルの点

(2) 免許予定日 平成18年11月1日

(3) 申請期間 平成18年9月22日から同年10月6日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年8月31日まで

2 公示番号 海区第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第38号 船磯漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第38号から61度(真方位)11メートルの点

(イ) 基点第38号から98度(真方位)106メートルの点

(ウ) 船磯漁港内防波堤北東端

(2) 免許予定日 平成18年11月1日

(3) 申請期間 平成18年9月22日から同年10月6日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年8月31日まで

3 公示番号 海区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第31号 船磯漁港港内防波堤南東端

(ア) 基点第31号から282度(真方位)60メートルの点

(イ) 基点第31号から222度(真方位)112メートルの点

(ウ) 基点第31号から229度(真方位)125メートルの点

(エ) 基点第31号から282度(真方位)80メートルの点

(2) 免許予定日 平成18年11月1日

(3) 申請期間 平成18年9月22日から同年10月6日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年8月31日まで

4 公示番号 海区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第38号 船磯漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第38号から86度(真方位)190メートルの点

(イ) 基点第38号から95度(真方位)150メートルの点

(ウ) 基点第38号から107度(真方位)186メートルの点

(エ) 基点第38号から97度(真方位)220メートルの点

(2) 免許予定日 平成18年11月1日

(3) 申請期間 平成18年9月22日から同年10月6日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年8月31日まで

5 公示番号 海区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第38号 船磯漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第38号から85度(真方位)133メートルの点

(イ) 基点第38号から95度(真方位)150メートルの点

(ウ) 基点第38号から86度(真方位)190メートルの点

(2) 免許予定日 平成18年11月1日

(3) 申請期間 平成18年9月22日から同年10月6日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成18年11月1日から平成20年8月31日まで

鳥取県告示第685号

漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第2条の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会の事務所の所在地を鳥取市とする。

なお、昭和29年鳥取県告示第451号(海区漁業調整委員会事務局の所在地について)は廃止する。

平成18年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第50号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成18年9月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地

略		略	
介護老人保健施設 大淀会	米子市淀江町佐陀2169	介護老人保健施設 大淀会	米子市淀江町佐陀2169
錦海リハビリテー ション病院	米子市錦海町三丁目 4 - 5		
略		略	
2 ~ 4 略		2 ~ 4 略	

公 告

平成18年 8月29日に実施した平成18年度毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年 9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 一般毒物劇物取扱者試験

受験番号	1	3	4	12	13
	19	37	39		

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

受験番号	1	8	10	17	18
	19				

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成19年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成18年 9月22日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成18年度鳥取県職員採用試験（資格免許職等）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
畜産	1名程度
機械	1名程度
建築	2名程度
獣医師	1名程度
保健師	3名程度

保育士	7名程度
-----	------

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。

なお、この給料月額は、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額後の額である。

(1) 畜産、機械、建築及び保健師 165,094円

(2) 獣医師 183,912円

(3) 保育士 146,470円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件は、次のとおりであること。

ア 畜産、機械及び建築 昭和46年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

イ 獣医師 昭和31年4月2日以降に生まれた者

ウ 保健師及び保育士 昭和46年4月2日以降に生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に定める資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又は平成19年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定による保健師に係る免許を受けた者又は平成19年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
保育士	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けた者又は平成19年5月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成19年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成18年10月29日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

- ア 畜産、機械、建築及び獣医師
論文試験、面接試験及び適性検査
- イ 保健師及び保育士
作文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

- ア 論文試験又は作文試験及び適性検査
平成18年11月26日(日)
- イ 面接試験
平成18年12月4日(月)及び同月5日(火)

(3) 試験の場所

- ア 論文試験又は作文試験及び適性検査
鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220
- イ 面接試験
鳥取県庁第2庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成18年11月14日(火)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。
なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成18年12月20日(水)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。
なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

- (1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(最終合格者の発表)の日から原則として1年間とする。
なお、採用は、原則として平成19年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。
- (3) 獣医師、保健師及び保育士の職種にあっては、5の(2)に定める要件に該当しない場合には、この試験に合格しても採用されない。
- (4) 日本国籍を有しない者にあっては、5の(3)に定める期日までにこれに定める要件に該当しない場合には、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所

県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成18年9月22日（金）から同年10月12日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成18年10月12日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年9月22日（金）午前0時から同年10月6日（金）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

運転免許台帳ファイリングシステム県間通信装置 一式

(内訳)

- ア 借入物品 県間通信装置 一式
県間通信装置クライアント 一式
プリンタ 一式
ルータ装置 2式
- イ 購入物品 県間通信装置に係るソフトウェア 一式
県間通信装置クライアントに係るソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年1月1日から平成23年12月31日まで

(4) 納入期限

平成18年12月28日(木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品等に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年9月29日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品等を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年9月22日(金)から同年11月2日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(内線2225)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年9月22日(金)から同月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年11月2日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品等が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年10月12日(木)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

